

平成31年1月8日小矢部市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 平成31年1月8日(火)
16時00分～16時59分
- 2 場 所 小矢部市役所 特別会議室(2階)
- 3 議 事 議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請について 2件
議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請について 5件
議案第32号 農地法の許可に対する事業計画変更承認申請 1件
議案第33号 農用地利用集積計画の制定について
- 4 協議事項 なし
- 5 報告事項 1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出
2) 非農地通知について
3) 業務報告・予定
4) その他

出席委員 17名

1番	高田 法定	11番	荒木 貞道
2番	宇川 傳治	12番	日光 善治
3番	中島 一朗	13番	三輪 和雄
4番	古村 正夫	14番	大谷 文男
5番	山崎 和英	15番	西尾 信秋
8番	和田 俊信	16番	島倉 博
9番	青島 由弘	17番	水上 俊秀
10番	高藤 孝一	18番	杉森 清弘
		19番	吉江 秀一

欠席委員 6番 田 悟 敏 子 7番 中 村 重 樹
20番 前 田 真 一 郎

平成31年1月8日農業委員会総会議事録

発 言 者	発 言 事 項
会長	<p>皆さん、お時間となりました。改めまして、明けましておめでとうございます。昨年は農地パトロール等、大変ご負担のかかる活動が増えましたが、皆様のご協力を得まして、無事終えることができましたことを、改めてお礼申し上げます。ありがとうございました。今年、更なる農地利用の最適化ということで、また、皆様と共にがんばって行きたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。</p> <p>一つ、報告事項がございます。後ろの方をご覧ください。12月の県の常設審議委員会で、県の伝達ということで、農林水産大臣の賞状を、小矢部市農業委員会にいただいて参りました。日付は11月1日付です。内容としましては、小矢部市農業委員会の農地利用最適化の実績が優れているということいただきました。農地の集積率が高く、農業委員のメンバーに、女性や青年もおり、国の指導と合致した構成になっているためです。また、皆さん一緒にがんばっていききたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>それでは、ただいまから小矢部市農業委員会1月総会を開催いたします。ただいまの出席委員は17名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。欠席委員は、田悟委員さん、中村委員さん、前田委員さんとなっております。本日の議事録署名委員を指名いたします。19番の吉江委員さん、2番の宇川委員さんをお願いいたします。それでは、本日の付議議案を申し上げます。</p> <p>○議案第30号 「農地法第3条の規定による許可申請について」 計2件</p> <p>○議案第31号 「農地法第5条の規定による許可申請について」 計5件</p> <p>○議案第32号 「農地法の許可に対する事業計画変更承認申請について」 計1件</p> <p>○議案第33号 「農用地利用集積計画の制定について」</p> <p>以上、4件の付議議案となっております。それでは議案第30号「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局より説明し</p>

	<p>ていただきます。よろしくお願ひします。</p>
事務局	<p>議案第30号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明します。議案書1ページをご覧ください。</p> <p>受付番号14番は6筆で、面積が2,895㎡あり、売買により所有権移転を行おうとするものです。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。位置図については、1ページから3ページをご覧ください。</p> <p>農地法第3条第2項各号には許可できない場合が掲げられていますが、そのいずれの条項にも該当しないため、許可条件を満たしているものであります。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇番の〇〇地区、〇〇委員さんより受付番号14番について、調査報告をお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>ご苦労様です。〇〇の〇〇です。譲受人は〇〇の〇〇さん、譲渡人は〇〇の〇〇さんです。申請地は〇〇、外5筆で、地目は田で面積は2,895㎡です。3条申請の所有権移転の売買であります。〇〇さんの実家は〇〇で、現在、家屋はございません。実家の横の田んぼを相続されました。昨年までは近所の方が耕作されていましたが、その方が亡くなられて、遠方から通って耕作するのは不可能なので、手放したいという相談が町内にありました。そこで検討した結果、〇〇さんが後任されました。〇〇さんのお宅から1kmくらいありますが、その間にご自身の耕作する田んぼもありますので、耕作は可能です。本人は〇〇の営農組合にも加入されていますし、当該地区は現在施行中の圃場整備事業にも関わっております。この事業についても、積極的に協力していくということですので、問題は無いと思われまますので、よろしくお願ひします。</p>
会長	<p>ありがとうございました。それでは、ただいまの件について、何かご質問等はございませんか。</p>
事務局	<p>すみません。資料の訂正をお願いします。位置図の2ページの公図ですが、6筆あるのに4筆しか塗られておりません。〇〇と〇〇を塗りつぶすのが抜けておりました。</p>
会長	<p>これを塗りつぶすと1ページ目と2ページ目の形が少し違います</p>

	けど、大丈夫ですか。
〇〇委員	ここは現在1枚の田んぼになっています。
会長	わかりました。
会長	他に無いようですので、次に、受付番号15番についての審議に移りますが、〇〇〇〇のため、一旦退室いたします。この間の進行は、宇川職務代理にお願いいたします。よろしくお願いいたします。
	〈会長 退室〉
職務代理	それでは、受付番号15番について、〇〇〇〇ですので、職務代理である私が進行をさせていただきます。事務局より説明をお願いいたします。
事務局	受付番号15番は2筆で、面積が4,374㎡あり、売買により所有権移転を行おうとするものです。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。位置図については、4ページから7ページをご覧ください。 農地法第3条第2項各号には許可できない場合が掲げられていますが、そのいずれの条項にも該当しないため、許可条件を満たしているものであります。以上です。
職務代理	調査報告の〇〇〇〇ですが、受付番号15番については、〇〇が調査報告いたします。
〇〇委員	譲受人は〇〇の〇〇さん、譲渡人は〇〇の〇〇さんです。面積は4,374㎡です。申請地は〇〇の交差点から〇〇へ行く途中で2筆あります。この1筆は屋敷を囲んだ所になります。〇〇さんは現在、施設へ入所されていて、空き家状態です。娘さんが2人おられて、お1人は〇〇の方に嫁いでおられます。今まで〇〇さんが耕作されていて、お子さんの方から〇〇さんに一任するというので、売買というお話にまとまったようです。よろしくお願いいたします。
職務代理	ただいまの件について、ご質問等はございませんか。

職務代理	無いようですので、この件についての審議を終了いたします。 ここで会長にご入室いただきます。
	〈会長 入室〉
職務代理	受付番号15番の審議が終了いたしました。
会長	ありがとうございました。それでは、議案第30号については「承認」としてよろしいですか。
全委員	異議なし。
会長	それでは「異議なし」として、議案第30号について「承認」といたします。続いて、議案第31号「農地法第5条の規定による許可申請について」、事務局より説明していただきます。
事務局	議案第31号「農地法第5条の規定による許可申請について」、ご説明します。議案書2ページをご覧ください。全部で5件ございます。 受付番号41番は、賃貸借権の設定ということで、賃借人が〇〇さん、賃貸人が〇〇さんです。2筆の合計面積が5,251㎡で砂利採取のための一時転用を行おうとするものです。位置図は8ページから12ページをご覧ください。赤く塗ってある所が今回の申請の所で、青く塗ってある所が11月に許可を取ってある所です。 この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。
会長	それでは、〇〇番の〇〇地区、〇〇委員さんより受付番号41番について、調査報告をお願いします。
〇〇委員	〇〇地区、〇〇です。位置図は9ページをご覧ください。転用の目的ですが、砂利採取の一時転用です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。申請地は〇〇と〇〇、合わせて5,251㎡となります。〇〇の〇〇さんの〇〇さんと〇〇さんに確認して参りました。現在は水稻を耕作されております。利用期間は2年間です。〇〇さ

	<p>んに確認したところ、以前からこの辺の田んぼは砂利が多いということで、土壌を改善しなかったということで、近くで砂利採取をしていた〇〇さんに相談をされたそうです。隣は通学路にもなっている道になっていますので、防護壁を設けて、道の汚れについては、冠水状態を保ちながら、道をきれいにしようということです。それから位置図の 11 ページ、進入路は用水路をまたいで現在の物ものを利用するという事です。鉄板を敷いて出入りをするということです。近隣の自治会長、耕作者の営農組合、土地改良区の同意も得ていますので、ご審議の程をよろしくお願いします。以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございました。それでは、受付番号 4 1 番について、ご質問等はございませんか。</p>
〇〇委員	<p>何でも聞いてみますが、砂利採取をして畦畔を壊して、更地にされますよね。今、土改が一町区画化を進めていますよね。そういうことを考えたら、砂利採取をする時に、一緒に一町区画等をした方がお金をかけなくていいことになりますよね。そんなことは不可能ですか。</p>
〇〇委員	<p>そういう事はしていらっしゃるんですよね。耕作者と一緒にあればしていらっしゃる。</p>
会長	<p>〇〇の方ではそれを推進しています。逆で、大区画にしたいので、ついでに陸砂利を取ってもらおうというような。</p>
〇〇委員	<p>砂利採取を推進するわけではないですが。</p>
会長	<p>要するに、経費が掛からないわけですよ。</p>
〇〇委員	<p>地権者が違っていても、一町田になった方がいいような気もしますが。</p>
〇〇委員	<p>中には自分の田んぼを持っておきたいというような方もいらっしゃいますから。</p>
〇〇委員	<p>地権者なり、受託者なりの絡みもあるので、なかなか難しいとは思いますが、せつかく土改や農業委員会が許可しているのならその</p>

	ように誘導するものがあればいいのかなと思ったものです。
会長	耕作者や地権者の自由なので、個人の申出があればそういうものはできると思います。
〇〇委員	許可を出す段階で、こういうことをしたら許可が出ます、とかいう採択条件とか。
事務局長	いろいろなやり方がありますよという紹介くらいなら。
〇〇委員	新しい、〇〇の様な一町区画にした時に、どこまでが誰の持ち物とかではなく共有のものになるんですよね。やっぱり仕切るのですか。
〇〇委員	仮登記をして区分します。
〇〇委員	私は共有のものにして、どこかで売れたら、共有のものとして売れるのかと思っていました。
〇〇委員	共有のものとしては、売れません。図面上、点線だけ入れてあります。だいたい自分のものだと畔を壊していますよ。
〇〇委員	この話のついでに聞いてみますが、昔は土改ということで軽油免税の対象になっていたということがあったと思いますが、今もありますか。昔は砂利を掘ったら、土地改良ということで、業者が申請をしたら免税になっていました。
〇〇委員	要は、ショベルカーとか工作機械を動かすから、それは免税ですよということ。何年前か、〇〇さん達が申請されていました。今はどうか分かりません。
〇〇委員	土石業者さんはそういうことを知っているということですね。
〇〇委員	一時転用ということは、農地ではなくなるから、もらえないのではないですか。

〇〇委員	改良をするという意味で掘るので。
事務局	また、業者に確認をしてみます。
会長	大区画を推進するというか、言わなくても。
事務局長	今言われたようなことは、実際されております。いろいろな考え方はあるので、自分の物は自分の物だと言われる方もいるので、そこは尊重をしてあげないといけないので。
会長	その時は必ず農業委員が調査に行きますから、その時にまた、こういう事も出来るのではないかとということを教えてあげてください。
会長	他に無いようですので、次に受付番号42番について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	<p>受付番号42番は、所有権の移転ということで譲受人が〇〇さん、譲渡人が〇〇さんです。面積が416㎡で、一般住宅敷地への転用を行おうとするものです。位置図については、13ページから16ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	それでは、受付番号42番について、〇〇番の〇〇地区、〇〇委員さんより、調査報告をいたします。
〇〇委員	<p>譲受人は〇〇の〇〇さん、譲渡人は〇〇の〇〇さんです。申請地は〇〇で地目は畑で416㎡です。位置図の13ページをご覧ください。〇〇の一角です。現地を確認してきたところ、擁壁がしてあり、土盛りをして畑をしていた形跡がありました。現況は草刈りがしてある荒地でした。申請理由は一般住宅です。〇〇さんは現在〇〇にお住まいですが、道路の拡張の為、どこかへ移転しないとけないということで、土地を探されて、こちらに住宅を建設したいということです。雨水は施設の側溝へ流し、生活排水は公共の枡へ流し近隣へは迷惑をかけないということでした。〇〇の区長さんの同意書</p>

	も提出されていますので、よろしく申し上げます。以上です。
会長	ありがとうございました。ただいまの件について、ご質問等はありませんか。
会長	質問が無いようですので、次に受付番号43番について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	<p>受付番号43番は、所有権の移転ということで譲受人が〇〇さん、譲渡人が〇〇さんです。面積が54㎡で、駐車場敷地への転用を行おうとするものです。位置図については、17ページから20ページをご覧ください。少し補足をいたします。17ページに、この申請地の隣に〇〇さんとございますが、この方はもう亡くなっておられます。19ページには〇〇さんとありますが、〇〇さんと〇〇さんはご夫婦でした。今回の申請人の〇〇さんは〇〇さんの息子さんになります。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	それでは、〇〇番の〇〇地区、〇〇委員さんより受付番号43番について、調査報告をお願いいたします。
〇〇委員	<p>それでは報告させていただきます。譲受人は、〇〇の〇〇さん、譲渡人は〇〇の〇〇さんで、先ほどと同じです。申請地は〇〇の畑で、面積は54㎡です。位置図は17ページから20ページをご覧ください。先ほどの〇〇さんと同じ敷地を分けて売買されました。申請理由としまして、〇〇さんの自宅の東側には少ししか地面が空いていなくて、家を建てられてから日当たりが悪くなって、環境が悪くなったということで、そのお話をされたら譲ってもらえたそうです。駐車場も不足していたので、そちらも兼て、申請されました。雨水は道路の側溝に流すので、近隣には迷惑をかけないということです。先ほどと同じく、〇〇の区長さんの同意書も提出されておりますので、よろしくお願い致します。以上です。</p>
会長	ありがとうございました。ただいまの件について、何かご質問等はありませんか。

会長	無いようですので、次に受付番号44番について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	<p>受付番号44番は、所有権の移転ということで譲受人が〇〇さん、譲渡人が〇〇さんです。4筆あり、合計面積が1,142㎡で、グループホーム敷地への転用を行おうとするものです。位置図については、21ページから24ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	では、受付番号44番について、〇〇番の〇〇地区、〇〇委員さんより、調査報告をいたします。よろしくお願いいたします。
〇〇委員	<p>受付番号44番について、報告させていただきます。譲受人は〇〇さんです。譲渡人は〇〇さんです。4筆の合計面積は1,142㎡です。今回、ここにグループホームを建設するという事で、申請が上がってきました。現況は畑で、昨年収穫したような跡もありました。位置図の23ページをご覧ください。今回の申請地の下の方に〇〇と〇〇の〇〇さんの雑種地があります。こちらに〇〇さんの従業員用の駐車場を設けたいということです。位置図の24ページをご覧ください。上の青い所にある現在のグループホームと下の青い部分の駐車場にする雑種地の間の赤い所に、鉄骨2階建てのグループホームを建設して、これを一括して整備したいということです。雨水は両サイドの道路の側溝に流し、上下水道については、市の施設を利用するという事です。広い敷地になりますが、よろしくお願いいたします。以上です。</p>
会長	ありがとうございました。ただいまの件について、何かご質問等はありませんか。
会長	無いようですので、次に、受付番号45番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	受付番号45番は、使用貸借権の設定ということで借人が〇〇さん、貸人が〇〇さんです。面積が70㎡で、分家住宅敷地への転用を

	<p>行おうとするものです。位置図については 25 ページから 28 ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇番の〇〇地区、〇〇委員さんより受付番号 4 5 番について、調査報告をお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>それでは調査報告をさせていただきます。借人が〇〇さん、貸人が〇〇さんです。〇〇さんは〇〇さんのご長男です。位置図の 27 ページをご覧ください。申請地は〇〇で現在は畑で、面積は 70 m²です。昨年、〇〇さんがご結婚されました。現在の宅地は、同居するには手狭だということで、こちらに分家住宅を建設されることになりました。雨水は後ろの水路に流します。〇〇の区長の同意書等も出ておりますので、よろしく申し上げます。以上です。</p>
会長	<p>ただいまの件について、何かご質問等はございませんか。</p>
〇〇委員	<p>事務局に質問ですが、この 25 ページの青とか緑とか色が付いているのは何ですか。</p>
事務局	<p>25 ページの資料については、申請代理人の行政書士の方から出てきた位置図を添付しておりまして、代替地を検討した箇所に色が付いております。申請地は赤い所です。</p>
〇〇委員	<p>わかりました。</p>
会長	<p>他に無いようですので、「異議なし」として議案第 3 1 号については「承認」としてよろしいですか。</p>
全委員	<p>異議なし。</p>
会長	<p>それでは「異議なし」として、議案第 3 1 号については「承認」といたします。続いて、議案第 3 2 号の「農地法の許可に対する事業計画変更承認申請について」、事務局より説明をしていただきます。</p>

事務局	<p>議案第32号の「農地法の許可に対する事業計画変更承認申請について」ご説明いたします。議案書3ページをご覧ください。</p> <p>受付番号2番は、議案第31号「農地法第5条の規定による許可申請」の受付番号41番と関連するものです。位置図については、29ページから33ページをご覧ください。</p> <p>譲受人、〇〇さんが平成30年に11月に砂利採取のための一時転用を行うため、6筆の合計面積16,362㎡について許可を得ていますが、採取地として議案第31号「農地法第5条の規定による許可申請」の受付番号41番の2筆5,251㎡を追加し、8筆の合計21,613㎡に事業計画を変更するものです。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇番の〇〇地区、〇〇委員さんより受付番号2番について、調査報告をお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>それでは、〇〇地区の〇〇が報告させていただきます。当初の事業計画者、事業継承者ともに〇〇さんになります。申請目的は、砂利採取地の追加になります。この案件は、昨年10月総会で、位置図の29ページの青い所を審議していただきました。現在も事業が進んでいるわけですが、今回オレンジ色の所2筆を追加することです。前は6筆で、16,362㎡だったものが、今回2筆追加で、21,613㎡になります。砂利採取の理由として、砂利が多いということで、青い所を昨年申請されたわけですが、今回この2筆を追加することです。事業計画の変更という申請を出されています。前回の申請の時にも同意書も提出されていましたが、今回改めて取り直して提出されています。区長、土改の方々も同意をされていますので、よろしくお願いします。ここは道路を挟みますし、交通の便もある所なので充分注意してほしいと〇〇さんをお願いしてきました。お話は関連会社の〇〇さんの〇〇さんとお話をしてきました。よろしくお願いします。以上です。</p>
会長	<p>ただいまの件について、ご質問等はございませんか。</p>
会長	<p>そもそも、これは事業計画を変更しないといけませんか。</p>
事務局	<p>富山県に確認をしましたが、追加だけで、5条だけでいいのでは</p>

	<p>ということですが、埋戻しとかも一体で行う場合や、また、県の基準で工期が終わっていなければ、基本的には次の申請ができないということになっており、事業計画の変更ということで申請が出ております。1箇所しかできないということは、農地法で決まっているわけではないのですが、富山県の一般基準ということなのです。</p>
会長	<p>わかりました。</p>
会長	<p>他に無いようですので、「異議なし」として議案第32号については「承認」としてよろしいですか。</p>
全委員	<p>異議なし。</p>
会長	<p>それでは「異議なし」として、議案第32号については「承認」といたします。続いて、議案第33号の「農用地利用計画集積計画の制定について」事務局より説明をしていただきます。</p>
事務局	<p>議案第33号の「農用地利用集積計画の制定について」ご説明いたします。内訳につきましては、議案書5ページの利用権設定集計にありますように、</p> <p>「10年以上」の利用権設定が49件で、面積が541,917.21㎡であり、新規が4件、更新が45件となっております。</p> <p>「6年以上10年未満」が3件で、面積が13,608㎡であり、新規が3件となっております。</p> <p>「3年以上6年未満」、「1年以上3年未満」は、ありません。</p> <p>申請の内容は6ページから14ページに記載の通りです。これについては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。以上です。</p>
会長	<p>それでは、ただいまの件についてですが、ご質問等はございませんか。</p>
〇〇委員	<p>〇〇番の地目が、宅地になっていますが、これはどういうことですか。</p>
事務局	<p>すみません。確認いたします。</p>

会長	以上で無いようですので、「異議なし」として議案第33号については「承認」としてよろしいですか。
全委員	異議なし。
会長	それでは「異議なし」として、議案33号については「承認」といたします。 これで、付議議案はすべて終了しました。 協議事項はありません。次に、報告事項について事務局より説明していただきます。
事務局	報告事項説明 1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出 2) 非農地通知について 3) 業務報告・予定 4) その他連絡事項
会長	それでは、ただいまの件について、何かご質問等はありませんか。
会長	意見交換会ですが、今ほど事務局の方から言われました、19、20、22日は私と職務代理の都合であります。あとは講演していただく〇〇とか、〇〇さんにもお伺いしないといけないので、未定となっております。農地検討委員の有無に関わらず、皆さんにご出席していただきたいと思っておりますので、案内が来た際にはよろしくお願ひしたいと思います。
会長	以上で無いようですので、本日の案件については全て終了いたしました。これにて総会を閉会したいと思います。閉会の挨拶を宇川職務代理よりお願いいたします。
職務代理	皆さん、大変長時間の審議、どうもご苦勞様でございました。今年はおかげ様で、正月から除雪も一度しかしておりません。本日は大変ご苦勞様でした。
	— 1月総会終了 —

上記の通り、総会の議事録を確認する。
なお、会長は議事録署名委員と共に署名をする。

平成 31 年 1 月 8 日

会長 高 田 法 定

議事録署名委員 19番 吉 江 秀 一

2番 宇 川 傳 治